

令和6年5月14日

備前市議会議員 守 井 秀 龍 様

請 願 者 岡山市北区下伊福西町1-53
岡山県医療労働組合連合会
執行委員長 西 崎 克 江
紹介議員 松 本 仁

請 願 書

1 請願の要旨

介護保険の訪問介護基本報酬引下げの撤回に関する意見書の提出を求める請願

2 請願の趣旨

訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らし続けられない。親を施設に入れざるを得ない。

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安と抗議の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせません。このままでは在宅介護がかなわず、「在宅放置」を招きかねません。

厚生労働省の調査によれば、訪問介護事業所の約4割が2022年度以降3年連続で赤字であることが明らかになりました。ところが政府は、今回の改定で訪問介護の基本報酬を2～3%も引き下げました。

介護報酬は、介護保険から介護施設・事業者を支払われます。引下げで、地域で訪問介護を支える小規模・零細事業所が経営難に陥って撤退し、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新、ほとんどが小規模・零細事業所です。

厚生労働省は、引下げの理由に、訪問介護の収支差率（利益率）が他の介護サービスより高いことを挙げています。これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が収支差率の平均値を引き上げているもので、実態からかけ離れています。

訪問介護は、特に人手不足が深刻で利用者の求めに答えられていません。長年の給付費抑制策で基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は、2022年度で15.5倍と異常な水準です。

3 請願事項

介護保険の訪問介護基本報酬引下げの撤回を求める意見書を採択し、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して提出するよう請願いたします。